

中村欣一郎市長の

# 山椒は小粒でも...

Vol.62

## ヤマシタケンタがやって来た



しあわせのセブントーク「未来は辺境にありー課題を価値に変える集落デザイン」と題して、年明け早々にサブアリーナで講演会を開催し、100人ほどが集まりました。

ここまでの経緯を説明します。地域づくりの情報誌「ソト」(鳥羽ロータリークラブから寄贈され、市の図書館に毎号並んでいる)で山下賢太さんの記事を見かけたのが5年前のことです。一度お会いしたいと思ったものの、彼の本地は鹿児島県薩摩川内市の離島、甌島。川内駅に新幹線は止まるものの、そこからバスで30

分、さらに高速船で50分。文字通りの「辺境」です。いつかチャンスはないものかとアンテナを張っていました。

そうしたところ昨年、10月に薩摩川内市で離島振興の会議があり、翌日の視察先が甌島だということです。やったと小躍りしました。しかも、彼の講演を視察に含んでくれることになり、参加者全員でお会いすることとなりました。その時の講演に心を動かされたのはもちろん、その場で鳥羽へ来てほしいとお願いをし、彼はサブアリーナに登場したわけです。

講演の中で彼は独特の表現で語りを進めましたが、私には次の例えが心に残っています。

「桃太郎の鬼退治の目的は何ですか?」「いつの間にか鬼を退治するのが目的になってし

まっていますか?」というものです。本来は村の平和を守ることが目的であるにもかかわらず、それがいつしか鬼を退治することが目的になってしまっている。手段と目的がごちゃ混ぜになってしまふ。イベントや祭りの維持、行政もそういうことに陥ってしまふことがあるので、気をつけなければと思いました。

まったくもって講演の内容はこのコラムには書ききれないので、ぜひ「山下賢太」で検索してみてください。「自分に関係ないことはこの島では起こらない」「巡築」「大切なものは他人任せでは守れない」というキーワードもありました。

37歳の彼は誰を批判するでもなく、自分のやってきたことを自慢するでもなく、質問にもまるで講演の延長上のように丁寧にかつよどみなく答えるのです。彼はいみじくも言いました。「山下賢太はスゴイなあで終わってしまうのが一番残念なんだそうです。」

そして彼が帰って2日後の記事です。「総務省は2022年度ふるさとづくり大賞の最優秀賞に甌島で観光振興や移住促進に取り組む山下賢太さんを選んだ」と発表されました。



Vol.218

市民課人権・市民交流係 ☎ 1126

### 「表現の自由と見極める力」

「表現の自由」とは、個人の思想・意見・主張・感情など全ての見解を検閲されたり規制されたりすることなく表明する権利です。

日本国憲法第21条第1項では、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定しています。

一方で、悪口や誹謗中傷は人権侵犯の要因の一つとなっており、表現の自由を盾に、他人の名誉を傷つけることは果たして許されるのでしょうか。

現状では、名誉権は、表現の自由と異なり、憲法上に直接的な規定はありません。ただし、憲法第13条の「個人の尊重」の原理に基づく幸福追求

権は、名誉権など、今後発生しうる新しい人権(プライバシー権、環境権、知る権利、肖像権などに柔軟に対応することができると考えられ、新しい人権が出てきたときに、それを憲法上の権利として、国家権力による侵害から守る役割をします。

つまり、表現の自由は憲法で保障されているものの、他人の利益や権利との関係から制限されることがあるため、表現者は思いや感じたことをどのように表し、相手にどのように伝えるかが重要です。

このことは、SNSなどの表現活動表現方法も同様です。誹謗中傷・批判・非難などの情報を発信するものの中には、誤ったものや根拠のないフェイクニュースなどが含まれることがあり、それを受ける側の私たちは、見極める力を持つことが大切です。そのためには、複数のメディアを確認したり、自分の意見と異なる人の発信も閲覧したりするなど、さまざまな情報を見比べ、先入観や固定観念を持たず、正しい情報が判断するよう心がけてみましょう。



山下さんと山下商店